いきいき・わくわく自治会活動報告

連合会報

編集発行
茨木市自治会連合会
事務局
〒567-8505
茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市役所
〈市民文化部市民協働推進課〉
☎620-1604（ダイヤルイン）
PRINTED WITH SOY INK 環境にやさしい植物性大豆油インキを使用しています。

主な内容
- 視察研修会について
- 自治会への加入促進に関する協定締結について
- 研修会について
- 自治会長説明会開催について

視察研修会

本会では、例年、連合会の活動や運営の参考とするため、先進都市への視察を実施しております。

今年度は、平成31年2月5日（火）に茨木市住みよいまちづくり協議会と合同で視察を実施し、大阪万博について知ることを目的に、万博記念公園内にあるＥＸＰＯ’70パビリオンの視察と大阪府咲洲庁舎を訪れ、２０２５年万博の目的や意義について大阪府の担当者から説明を受けました。

視察先としてまず始めに、万博記念公園内にあるＥＸＰＯ’70パビリオンを見学しました。ＥＸＰＯ’70パビリオンは、日本万国博覧会開催当時、鉄鋼館というパビリオンでした。「鉄の歌」をテーマとし、コンサートが催された施設です。

メインとなる常設展示は、日本万国博覧会の時事やその跡地として整備された万博記念公園の変遷などを、映像や記録写真、当時展示されていた寄贈展示品、新たに作成した模型などによって、当時の万博を思い出させる臨場感溢れる展示構成となっていました。

また、日本の高度経済成長の状況や、その最盛期の真只中でアジア初として開催されることとなった日本万国博覧会の開催準備、会期中の各パビリオン、様々な催し、運営状況、入場者数等の記録などの紹介が行われていました。

次に、大阪府咲洲庁舎展望台にて会場となる夢洲を眼下に望みながら、大阪府政策企画部万博誘致推進室事業推進グループ課長補佐瀬藤威夫氏から「２０２５年万博について」の説明をしていただきました。

２０２５年万博のテーマは、「いのち輝く未来社会のデザイン」、サブテーマは、「多様で心身ともに健康な生き方、持続可能な社会・経済システム」です。基本理念は、「参加者と共に創りあげる万博」であり、「体験」「交流・対話」「科学・技術」「多様な文化・思想」を通じて、テーマやサブテーマ、基本理念を実感できる万博をめざしているとのことでした。開催期間は、２０２５年５月３日（土）から11月３日（月）までの１８５日間。その他、会場となる夢洲の現状や会場構想、万博開催の意義などについて説明を受けました。

参加した地区連合自治会長は、真剣に耳を傾けていました。

集合写真

万博会場イメージ図

次なる茨木へ。みんなで。

回覧										

茨木市地区連合自治会長研修会

- 日　時　平成30年11月29日
- テーマ　「個人情報保護法について」
- 講　師　NPO法人市民ネットすいた　理事　片岡　誠 氏

本会では、例年、地区連合自治会長を対象に自主研修会を実施しております。

今年度は、平成29年5月30日に施行された改正個人情報保護法の内容を理解し、知識を得て、地区連合自治会、単位自治会において適正な個人情報の取り扱いに役立てることを目的に、NPO法人市民ネットすいた理事片岡誠氏を講師にお招きしました。「個人情報保護法について」というテーマで、平成30年11月29日に茨木市立男女共生センターローズWAM501・502号室において、研修会を開催しました。

研修会前半は、「個人情報の取り扱い」について、片岡先生に詳しく講義をしていただきました。また、研修会後半は、質疑応答を行いました。

個人情報は、あらかじめ利用目的を明示したうえで情報を取得し、適正に情報を管理します。第三者に提供する際には、あらかじめ本人の同意を得ること、提供先を記録・保管することが必要です。

■情報を取得する

- 個人情報の利用目的と範囲を本人に通知または公表する。また、第三者に提供する際は、原則として本人から同意を得たうえで提供先を具体的に示す。目的と範囲を記載した文書（個人情報の取り扱いに関するルール）を作成し、掲示する。本人が理解困難な場合は、口頭で説明する。
- 要配慮個人情報を取得する場合は、本人の同意が必要となり、同意書に本人署名と捺印をしてもらう。

同意書に必要な項目

▼利用目的
▼第三者提供について
▼開示請求について
▼問い合わせ先
▼日付、本人署名、捺印

要配慮個人情報とは

◆人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報
◆その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

■情報を管理する

『組織的な安全管理の方法』

- 個人情報の管理責任者を決める。
- 個人情報はあらかじめ指定する役員等が適切に管理する。
- 個人情報の取り扱いに関するルールを定める。

『物理的な安全管理の方法』

- 収集した個人情報は、鍵のかかる金庫等で安全に管理する。

『技術的な安全管理の方法』

- 個人情報を保管しているパソコンをインターネットにつながない。
- 個人情報を扱える担当者を特定する。

『人的な安全管理の方法』

- 個人情報保護についての研修会を行う。
- 個人情報を知ることができる会員は、秘密保持を遵守する。

研修会の様子

■情報活用

●第三者への提供及び第三者からの受領には、記録と確認が必要です。第三者への提供及び第三者からの受領における記録簿に必要な主な項目

▼個人情報の対象者
▼相手方と担当者
▼日時
▼個人情報の種類

■情報開示

●開示の請求には、速やかに対応する。
●苦情には迅速・適切に対応する。

まとめ

個人情報は、
▼勝手に使わない
▼なくさない、もらさない
▼勝手に渡さない
▼問い合わせに対応する

北摂初　自治会への加入促進に関する協定を締結しました

茨木市自治会連合会と茨木市は、自治会加入率が、年々、低下傾向にあり、住居を選択する際の早い段階において、民間事業者とも連携し、地域コミュニティへの参加の新たな「きっかけ」を提供するため、平成31年２月７日（木）に、大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部および公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部と、それぞれに、自治会への加入促進に関する協定を締結しました。

この協定は、北摂地域で初めての取組であり、より一層、相互に連携・協力し、自治会活動の担い手の確保及び活性化を図り、地域コミュニティの更なる醸成と真に豊かで住みよいまちづくりの推進に資することを目的としています。

具体的には、大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部、また、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部に加盟されている店舗において、茨木市内への転入者等に対し、住宅の販売や仲介をされる際、「自治会加入依頼書」と「自治会加入促進チラシ」を配布していただき、官民連携した自治会への加入促進に努めます。

★自治会加入希望の方から市民協働推進課へ「自治会加入依頼書」の提出がありましたら、居住地の自治会長に市民協働推進課からご連絡いたします。

大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部との協定締結式

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部との協定締結式

茨木市自治会連合会では、自治会等で行われている活動や催しを、機関紙で紹介したいと考えております。自治会や校区・地区の連合会において取り組んでおられる特徴的な活動や創意工夫した取組などを教えてもらえませんか？

内容は、取材にお伺いしますので、事務局までご連絡いただきますようお願いします。　☎620－1604(直通)

自治会長説明会を開催します！ぜひご参加を！

茨木市、茨木市社会福祉協議会と合同で平成31年度も自治会長説明会を4月25日（木：夜）と5月6日（祝・月：昼間）の2回実施します。

この説明会は、平成23年度から実施しているもので、自治会長の1年間のおおまかなスケジュールや市との関係についてお話します。平成31年度は、昨年同様、「日赤活動資金募集」説明会もあわせて実施いたしますので、新任の方に限らずご参加いただくことができます。

昨年の様子

案内につきましては、3月14日（木）発送の市からの自治会長宛送付文書にて送付します。自治会長の皆様は、是非ご参加くださいますようお願いします。

回覧板の配布 有料

茨木市自治会連合会で作成しております回覧板を１枚200円で配布しております。

配布枚数の上限は、**各自治会の班数×２まで**でお願いします。

市民協働推進課（自治会連合会事務局：市役所本館２階10－①番窓口）まで現金を持って取りに来ていただきますようお願いします。

自治会加入促進について

茨木市自治会連合会では、「自治会加入促進チラシ」（A4版）、「自治会ハンドブック」（冊子）を作成しております。各自治会で未加入世帯に加入促進される時に是非ご活用下さい。

ご希望の場合は、市民協働推進課（茨木市自治会連合会事務局：市役所本館２階10－①番窓口）までご連絡もしくはお越しください。

☎620－1604（直通）

編集後記

先日、校区の文化展を見学しました。展示作品の完成度の高さに驚きました。また、作品制作や準備、当日の運営などたくさんの方の協力があり、地域力の高さを実感しました。（N）

市内で電話による特殊詐欺が多発しています

市内で発生した手口には、息子を語って現金を要求するものや、銀行員、警察官や百貨店員をかたってキャッシュカードを要求するもの、また、市役所職員をよそおって「保険料の還付金を受ける手続きができる」と電話をかけ、コンビニエンスストアやスーパーのATMへ誘導し操作を支持する手口などがあります。

不審な電話にご注意ください。

不審な電話があれば、一旦電話を切り、**消費生活センター（624－1999）**か**茨木警察署（622－1234）**へ相談してください。